

# どこよりもウォーター ご利用規約

株式会社Wiz（以下「当社」といいます。）は、飲料水（以下「本商品」といいます。）の宅配方式による販売および本商品専用ウォーターサーバー（以下「本製品」といい、本商品と総称して「本商品等」といいます。）の提供サービス（以下、併せて「本サービス」といいます。）を運営しています。この「どこよりもウォーター ご利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、当社とお客様との間で成立する本サービスの利用に関する契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）を規定するものです。

## 第1条（定義）

本規約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。また、本規約の各条項（前文および別記等の内容を含みます。以下同様とします。）において定義される用語の意義は、文脈上明白に異なる場合を除き、その他の各条項においても同一の意義を有するものとします。

- 『利用開始日』とは、お客様が指定された本製品の初回配達予定日のうちお客様による本製品の受領が確認できたものに対応する日をいいます。
- 『休止』とは、次のいずれかによって本サービスを止めることをいいます。
  - お客様が希望して本サービスを一時的に止めること（以下「お客様による『休止』」といいます。）
  - 当社が強制的に本サービスを止めること（以下「当社による『休止』」といいます。）
- 『解約』とは、『申出解約』および『強制解約』をいいます。
- 『申出解約』とは、お客様が本サービス利用契約の解約を当社へ通知し、当社の定める手続きを経て、当該契約の解約をおこなうことをいいます。
- 『強制解約』とは、お客様が第10条2項各号のいずれかに該当し、当社が強制的に本サービス利用契約の解約をおこなうことをいいます。
- 『解約日』とは、『申出解約』の場合はお客様の解約通知を当社が確認し、かつ当社が定める手続きが完了した日を、『強制解約』の場合は第10条2項各号記載の事由が発生したと当社が合理的な理由により認めた上で、解約を行った日をいいます。
- 『時間帯指定配送』とは、当社が配送を委託する配送事業者が別途定める暦日、曜日または時間帯の範囲内でお客様が指定する内容に従って本商品等をお届けするサービスとなります。ただし、配送事業者の都合により、この時間帯指定配送をおこなうことができない場合があります。
- 『ご契約者様』とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条5項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。
- 『お支払者様』とは、第5条8項ただし書に基づき、ご契約者様に代わって本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方をいいます。
- 『ご利用者様』とは、第2条3項に基づいて届け出た本サービスの配達先となる方をいいます。
- 『お客様』とは、原則としてご契約者様ご本人をいいます。ただし、ご契約者様とお支払者様が異なる場合は、本規約中の『お客様』の表記を適宜『ご契約者様』または『お支払者様』に読み替えるものとします。
- 『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が当社に届け出た配送周期に従って当社が本商品を配送することをいいます。
- 『追加配送』とは、お客様が定期配送される本商品以外に臨時に本商品の購入を希望した場合に、当社が本商品を配送することをいいます。
- 『代金』とは、お客様がお支払いいただく本商品の販売代金をいいます。
- 『代金等』とは、お客様が本規約に基づいて支払う代金その他一切の金員をいいます。
- 『本プラン』とは、当社が提供する本サービスのうち、別記に定めるプランをいいます。
- 『製品変更』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申し込み時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。
- 『製品交換』とは、本サービスの利用開始日または直近の本製品お届け日以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。
- 『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申し込みを取り消すことをいいます。
- 『営業日』とは、日本国の暦における土日祝休日および本部が指定する年末年始の営業休止日を除く日をいいます。

## 第2条（本サービスのお申し込みおよび契約成立）

- お客様は、本規約に同意の上、所定の方法により本サービスのお申し込みをおこなうものとします。なお、お客様による本サービスの申し込みがあるときは、お客様が本規約の全部について異議なくご同意いただいたものと取り扱います。
- 本サービスの利用条件および利用資格は以下各号のとおりとします。なお、以下各号の詳細は、別記に定めるものとします。
  - 本サービスには、最低限ご利用いただく期間（以下「最低利用期間」といいます。）の定めがあり、最低利用期間内は必ず本規約に従って本サービスをご利用いただくものとします。
  - 本サービスは、原則、20歳以上の方を対象としてお申し込みいただけるものとします。
  - 別記に定める本サービスの提供外地域を除いた地域で本サービスをご利用いただく必要があります。
  - その他利用条件および利用資格を定めている場合にはこれらを遵守いただく必要があります。
- お客様は、本サービスのお申し込み時に、当社が定めたフォーマットに従い、お客様情報として別記に定める各項目を届け出るものとします。（以下、届出いただいた各項目を総称して「届出事項」といいます。）
- お客様は、本サービスのお申し込み時に、当社が定めたフォーマットに従い、別記に定めるお客様の希望する配送のルール各項目を届け出るものとします。（以下、届出いただいた各項目を総称して「配送基本ルール」といいます。）
- 本サービス利用契約は、当社が本サービスのお申し込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに当社とお客様との間で成立するものとします。なお、当社の顧客管理システムへのお客様情報および配送基本ルールの登録完了をもって当社がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。
- お客様は、本サービスお申し込みにあたり、本製品1台につき別記に定める初回登録事務手数料を支払うものとします。

7. 当社は、お客様に対する本製品の初回発送後にお客様による本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条5項の承諾を取り消すことができますものとします。
8. 当社は、サービス提供に関する内容について、電子メール、携帯メール、SMS、MMS等の電子的手段でお客様の電子機器やモバイルデバイスに直接ご連絡、または公式ホームページにてご案内する場合がありますものと、お客様はこれを承諾するものとします。なお、お客様は、これらの案内を拒否するときは、当社が別途指定する方法で届け出るものとします。ただし、お客様は、この届出があったとしても、本商品等に関する事故、本商品等の配送に対する障害となる事象の発生その他本サービスの利用に関して注意喚起を要する事象等が発生したときは、当社から連絡することがあることを承諾するものとします。

### 第3条（届出事項および配送基本ルールの変更）

1. お客様が届出事項および配送基本ルールの変更を希望されるときは、どこよりもサポートセンター（以下「サポートセンター」といいます。）までご連絡ください。
2. 当社に届出いただいた届出事項および配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく当社サポートセンターに変更事項を届け出るものとします。
3. 本条2項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または不着となった場合、通常到着すべき時にお客様に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合を除きます。
4. 届出事項および配送基本ルールの各項目の変更内容の適用は、原則、その変更を受け付けた日の翌日までにおこなわれるものとします。ただし、お客様が届け出た内容に不備がある場合またはやむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。
5. お客様は、当社の指定する手順に従って設定されるウェブページ（以下「マイページ」といいます。）のIDおよびパスワード（以下「ID等」という。）を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。
6. お客様のID等に関する管理が不十分であること、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は、お客様自身が負うものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任および義務を負わないものとします。
7. 当社は、お客様に対して設定したID等を通じておこなわれた本サービスの利用はこのID等の発行を受けたお客様により使用されたものとみなすものとし、お客様は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関する一切の責任を負担するものとします。

### 第4条（発注および配送）

1. 本商品は、配送基本ルールに従って定期的にお客様に配送されます。配送は当社指定の配送事業者がおこないます。配送事業者の指定は承りません。
2. お客様は、定期配送以外に臨時に本商品が必要となった場合、追加の配送をサポートセンターもしくはマイページより注文いただけます。
3. 追加配送の注文は、サポートセンターの受付終了時刻を締切りとし、当社が別途指定する期日以降の配送となります。
4. お客様が指定される配送地域により別記に定める追加送料が発生する場合があります。
5. 配送基本ルールを含むお客様のご依頼による当社からの本商品等が、お客様の都合により受取未了となり当社に返送された場合、別記に定める配送事務手数料、並びに追加送料をお支払いいただきます。お客様は、本商品等に瑕疵（当社が定める本商品等の規格、使用条件、品質基準ならびに本商品等が通常有すべき安全性、品質等を有しないことをいいます。以下同様とします。）がある場合等を除き、お届けされた本商品等を返品できないものとします。ただし、お客様は、お届けされた本商品等が注文した本商品等と異なる場合、送料当社負担にてこれらの交換・返品をおこなうことができます。
6. 自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由（第17条1項各号に定める事由を含みます。）によりご指定の水源または容量の本商品を配送できない場合、当社は、お客様が選択されている本商品の販売価額および送料と同額で、ほかの水源の本商品をお客様へ配送いたします。
7. 配送事業者の都合または交通事情、その他配送事業者の配送事情によりご指定の暦日、曜日または時間帯に配送できない場合があります。したがって、当社は、お客様から指定された内容に従って配送事業者が本商品等を確実に配送することを保証しません。ただし、当社は、お客様から指定された内容に従って本商品等を配送できるよう、配送事業者に対して合理的な指導を実施します。

### 第5条（利用料金およびその支払い）

1. お客様は、当社に対し、定期配送および追加配送の出荷実績に基づき、別途当社が決済手段ごとに指定する締切日および支払期日に従い、別途当社が指定する代金等を支払うものとします。
2. お客様は、代金等を別途当社が指定する決済方法により支払うものとします。お客様の選択する決済方法によって別途手数料が発生する場合、お客様はこの手数料を負担するものとします。
3. 当社による代金の請求は、本商品の出荷時を基準におこなわれます。  
お客様は、本製品のうち別記に定める本製品をご利用の場合において、別記に定める期間までに『解約』があるときは、この期間のうち未経過月数分のレンタル料を一括で支払うものとします。決済方法としてクレジットカードを選択されたお客様については、以下各号に定める利用上の留意事項を遵守又は承諾していただくものとします。
  - (1) お客様から当社の指定する決済システムの運用事業者にてご登録いただいたクレジットカード番号、有効期限が変更または更新された際、クレジットカード事業者より事前にお客様に通知することなく、お客様の新しいクレジットカード番号、有効期限が当社の指定する決済システムの運用事業者へ通知される場合があります。この場合、お客様は新しいクレジットカードにより当社に代金等を異議なくお支払いいただくものとします。
  - (2) お客様より事前にご連絡がない限り、ご登録いただいたクレジットカードより継続して代金等をお支払いいただくものとします。
  - (3) お客様がクレジットカード事業者に立替払いされた本サービス代金等をクレジットカード事業者の規約に基づきお支払いをされなかった場合、その後のクレジットカード決済がご利用いただけない場合があります。また、一度クレジットカード決済がされた場合でもクレジットカード事業者により取り消される可能性があります。
4. 登録された、クレジットカードが確認できなくなった場合、請求はがきでのお支払いとなります。この場合、決済ごとに決済手数料が発生します。
5. お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、当社の判断により当社が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、当社の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくこととなります。

6. 代金等のお支払いが期日を過ぎても確認できなかった場合、代金等に対して支払期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、当社が必要と判断する対応をおこないません。
7. お客様が当社に対し、本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。
8. 本サービスのご利用にあたり、ご契約者様と異なる名義による代金等の決済は受け付けておりません。ただし、ご契約者様と緊密な関係にある者として当社が特に認めた場合に限り、ご契約者様と異なる方の名義による代金等の決済を受け付けます。
9. ご契約者様は、お支払者様が代金等を支払う能力を有し、かつ、ご契約者様に代わって遅滞することなく適切に代金等の全部を支払えることを表明し、保証するものとします。万が一、お支払者様が代金等の全部または一部の支払いを遅滞したときは、ご契約者様は、以後、当社が指定する方法に従い、お支払者様によるお支払いが未了の代金等を含む一切の代金等を支払う義務を負うものとします。
10. 当社は、消費税率の改定がある場合、その改定内容に応じて代金等の消費税率を適宜改定することができるものとします。

#### 第6条（代金等の回収）

1. お客様は、本規約上の規定により当社に対して支払う料金その他の債務に係る債権につき、当社が別途指定する事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対して当該債権を譲渡し、またはその債権の回収業務を委託することにつきあらかじめ承諾していただくものとします。
2. 当社および請求事業者は、本条第1項に基づいて債権譲渡または債権回収業務の委託をおこなう場合であっても、お客様への個別の通知またはお客様からの個別の承諾を要しないものとします。
3. お客様は、債権譲渡先または債権回収業務の委託先となる請求事業者が債権の回収状況等の情報を当社に開示することがあることにつきあらかじめ承諾するものとします。

#### 第7条（遵守事項等）

1. お客様は、本サービスのご利用にあたり、以下各号に定める事項を遵守しなければならないものとします。
  - (1) 本商品記載の賞味期限内に消費すること
  - (2) 本製品を付属の説明書ならびに当社の指導に従って設置および取り扱うこと
  - (3) 本製品を付属の説明書ならびに当社の指導に従って各部位のお手入れをおこなうこと
  - (4) 本製品に他社の商品を使用しないこと
  - (5) 本製品の水漏れに備え（ボトル差込み不良、誤った使用方法等）、床下暖房、絨毯、床下配線等がある場所への設置を避けるとともに、本製品に付属する説明書に従って適切に本製品を使用すること
  - (6) 本製品の使用にあたっては、幼児その他本製品の使用方法を適切に理解することが困難な者が容易に本製品を使用することがないように適切な注意を払うこと
  - (7) 当社に届出をせず、本製品の設置住所を変更しないこと
  - (8) 当社による事前の承諾を得ることなく、本商品等ならびに契約上の地位を第三者に対する譲渡、転貸または担保権の設定の目的としないこと
  - (9) 本項1号から8号までに定める事項のほか、当社が別途指定した禁止行為をしないこと
2. 当社は、本商品の追加配送、本サービスの『休止』、『申出解約』、『製品変更』、『製品交換』、『利用開始前キャンセル』の申出、届出事項および配送基本ルールの変更等の各種申出について、原則としてご契約者様からの申出のみ受け付けるものとします。また、当社は、お申出をされた方がご契約者様本人であるかを確認するため、合理的な措置を講じることができるものとし、お申出いただいた方はこれに協力いただくものとします。ただし、配送基本ルールの変更については、ご利用者様からの申出も受け付けさせていただく場合があります。

#### 第8条（お客様による『休止』）

1. お客様が本サービスの『休止』を希望される場合、別記に定める期日前までにサポートセンターもしくはマイページよりご依頼いただくものとします。
2. お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、別記に定める期間に応じて、当社に対し、休止手数料を支払うものとします。
3. お客様が、本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の出荷日から起算して4ヵ月後に到来する日の属する月の末日までの間、連続して本商品が配送されなかったときは、当社は、この末日を経過した時点で第10条2項に基づいて『強制解約』とするものとします。

#### 第9条（当社による『休止』）

1. 当社は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、本サービスを『休止』します。
  - (1) 当社が、お客様の代金等のお支払いを1度でも確認できなかった場合で『強制解約』をおこなわずに代金等の支払いを求めることが相当であると判断したとき
  - (2) 当社が、定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が当社に返送された場合（お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が当社に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。）
2. お客様は、当社が本サービスを『休止』した後、別記に定める期間に応じて、連続して本商品が配送されなかったときは、当社に対し、休止手数料を支払うものとします。
3. 当社は、本条1項1号を根拠に『休止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『休止』を継続することなく第10条2項2号に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。
4. 当社が本サービスを『休止』した後、お客様による受領が確認できた本商品の出荷日のうち、その『休止』をおこなった日に最も近接する日から遡った直近の本商品の出荷日から起算して4ヵ月後に到来する日の属する月の末日までの間、連続して本商品が配送されなかったときは、当社は、この末日を経過した時点で第10条2項に基づいて『強制解約』とするものとします。

#### 第10条（本サービスの『解約』）

1. お客様が本サービスの『申出解約』を申し出た場合、本規約に基づいて発生する当社に対する一切の債務を当社が指定する期日までにお支払いいただくとともに、当社の定める方法により本製品をご返却いただきます。また、お客様は、『申出解約』を申し出た時点で別記に定める最低利用期間を満了していない場合、同項に定める契約解除料をお支払いいただくものとします。なお、お客様によるこれらの義務の履行を当社が確認した時点で『申出解約』の手続きは完了となります。
2. お客様が以下各号のいずれかの事由に該当した場合、当社は、何らの通知・催告等をせずに『強制解約』をおこなうことができます。

- (1) お客様がお申し込みの際に、氏名や住所等お客様の特定、信用状況または本サービスの利用資格の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
  - (2) 代金等のお支払いを1回でも遅延した場合
  - (3) お客様の信用状態が悪化したと客観的に認められる場合
  - (4) 当社および本サービスの提供にかかわる第三者の名誉を毀損またはその他の権利を害した場合
  - (5) ほかのお客様の迷惑となる行為があった場合
  - (6) 第7条記載の遵守事項その他本規約上の義務に違反した場合
  - (7) 本項1号から6号までの各号に類する事情により、当社がお客様への本サービスの提供を不相当であると判断した場合
  - (8) 第8条3項および第9条4項に該当する場合（本製品内の衛生保持が困難になるため）
  - (9) 第9条1項各号に基づいて『休止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る本商品の出荷日のうち、その休止をおこなった日に最も近接する日から遡った直近の本商品の出荷日から起算して4ヵ月後に到来する日の属する月の末日までに連続して本商品の注文がない場合（この末日を経過した後に『強制解約』となります。）
  - (10) お客様が反社会的勢力に属し、または反社会的勢力と関係を有することが判明した場合
  - (11) お客様または第三者を利用して、当社および委託先の事業者に対し、法的責任を超えた不当要求行為、詐術、脅迫的言辭、その他これらに準ずる行為をおこなった場合
  - (12) 本項1号から11号に定めるほか、その他の事由により当社とお客様との間の信頼関係が著しく破壊された場合
3. お客様は、本サービスの利用開始日を起算日としたうえで、お申し込みいただいた本ブランドの最低利用期間の満了日の前日中までに『解約』がある場合、お客様がお申し込みいただいた本製品に応じて、別記に定める契約解除料を支払うものとします。
4. お客様が本条2項各号のいずれかに該当するときは、お客様は、当社による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を当社に支払うものとします。

#### 第11条（本製品の『製品変更』）

1. お客様は、お申し込み時に希望された本製品の『製品変更』を希望される場合、別記に定める期日までにサポートセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で『製品変更』をおこなうことができますものとします。
2. お客様は、本条1項で定める期日の経過後に『製品変更』を申し出た場合、既に当社から本製品を出荷しているため、当社に対し、別記に定める変更事務手数料を支払うものとします。

#### 第12条（本製品の『製品交換』）

お客様は、本サービスの利用開始日または直近の本製品のお届け日以降に、本製品の製品交換を希望される場合（初期不良品や当社の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。）、当社に対し、別記に定める交換事務手数料を支払うものとします。

#### 第13条（本サービスのキャンセル）

1. お客様は、『利用開始前キャンセル』をご希望される場合、別記に定める期日前までにサポートセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で本サービスのお申し込みをキャンセルすることができるものとします。
2. お客様は、本条1項で定める期日から本製品を受領するときまでの間に『利用開始前キャンセル』を希望する場合、原則として、別記に定める事務手数料をお支払いいただくものとします。
3. お客様は、本製品を受領した後は、原則、本サービスの申し込みをキャンセルすることができないものとします。なお、本サービスの利用の終了を希望するお客様は、第10条1項に基づいて『申出解約』をおこなうものとし、この『申出解約』が最低利用期間の満了日の前日中までにおこなわれたときは、別記に定める契約解除料をお支払いいただくものとします。
4. 本条2項および3項の定めにかかわらず、本サービス利用契約に適用される強行法規においてお客様に取消権または解除権（クーリング・オフ制度に基づく解除権を含みます。）が認められている場合であって、お客様はこれらの権利に基づいて本サービスのキャンセルまたは『解約』を希望される場合は、本条2項で定める事務手数料または本条3項で定める契約解除料をお支払いいただく必要はありません。

#### 【クーリング・オフに関するお知らせ】

（個人名義で契約のお客様のみ適用）

- 訪問販売、電話勧誘販売により、本サービスのお申し込みをされたお客様は、当社から送付する申し込み完了について記載された書面を受け取った日から8日間は、書面若しくは電磁的方法（電子メールの発信を含みます。）により無条件に契約申し込みの撤回、契約の解除ができます（クーリング・オフ）。
- クーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し、または威迫され困惑してクーリング・オフをしなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリング・オフができます。
- クーリング・オフの効力は、お客様が書面、メールを發したとき（郵便消印日付・メール送付日）から生じます。
- クーリング・オフをした場合、お客様が、損害賠償や違約金、商品の引取り費用を支払う必要はありません。既に代金を支払っている場合には、全額返還を受けることができます。また、商品を使用した場合でも、商品代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。  
※申し込み日（/契約日）、契約氏名、住所、電話番号、商品名、販売店名、契約を解除する旨（/申し込みを撤回する旨）を記載の上、当社もしくは販売店まで送付してください。

【書面送付先】 株式会社Wiz クーリング・オフ担当

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2丁目25番15号

【メール送付先】 customer@dokoyorimo.jp

#### 第14条（個人情報の取り扱い）

当社が本規約に基づいて取得するお客様（法人のお客様の場合は、その組織に帰属する個人）に関する情報の利用目的、利用範囲、第三者開示の有無その他の詳細は、当社が定めるプライバシーポリシーに準拠するものとします。

#### 第15条（本サービスの利用契約の移転）

1. 当社は、本サービスの利用契約の契約上の地位を第三者に対して移転する場合があります。この場合、本サービスの利用に関して当社が知るお客様に関する情報は、第三者に対して当然に移転するものとします。
2. 当社は、本条1項に基づいて契約上の地位が移転しても、お客様に対し、第三者から本サービスと同等のサービスの提供ができるように最善の努力をおこないます。
3. 本条1項が適用される場合、契約上の地位を移転する当社は、移転先となる第三者の名称等をお客様に通知するものとし、この契約上の地位の移転を希望されないお客様は、当社が指定する連絡先（特段の指定がないときはサポートセンター）宛てにご連絡いただくものとします。なお、当社がこの通知を送付してから7日以内にご連絡がない場合、お客様は契約上の地位の移転についてご承諾いただいたものと取り扱います。ただし、移転を希望されないお客様との間では、本条1項に基づいて移転を効力が生ずべき日をもって、本件サービスの利用契約は終了するものとします。
4. 当社は、本条3項に基づく通知を本条1項で規定する第三者に行わせることができるものとします。この場合、お客様は、この第三者からの通知が当社からの通知であるとみなすことにつき予め承諾するものとします。

#### 第16条（損害賠償等）

1. お客様は、以下各号のいずれかに該当する場合、当社に対し、別記に定める製品補償料を支払うものとします。なお、お客様から製品補償料をお支払いいただいた場合、お支払いと同時に本製品の所有権はお客様に移転するものとし、それ以降、当社は本製品に対して一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 第7条所定の遵守事項に反して本製品を使用することにより本製品が破損、分解、解体等された場合
  - (2) 『解約日』より30日以内に、当社において本製品の返却が確認されない場合
2. お客様は、本条1項1号に該当する場合であっても、修理・部品交換で本製品の正常な使用が可能となると判断した場合、製品補償料の支払いに代えて、当社が別途定める料金をお支払いいただくものとします。
3. お客様は、本条1項から2項に定める事項のほか、本サービス利用契約への違反またはその履行に起因または関連して当社に損害を与えた場合、この損害を賠償いただくものとします。ただし、お客様の責めに帰すことができない事由によって生じた損害については、この限りではありません。
4. お客様は、本サービスの利用期間中に生じた当社に対する債務については、当社の指示に従い、本サービス利用契約の終了時まで速やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。
5. 当社は、本条に定める製品保証料の請求目的等合理的な目的がある場合は、本契約契約終了後も合理的な期間お客様の決済に係る情報を保持することができるものとし、お客様は予めこれを承諾するものとします。

#### 第17条（免責）

1. 当社が本サービスを提供できなかったことが、以下各号のいずれかの事情によるときは、当社はその履行責任および損害賠償責任を免れます。ただし、本サービスを提供できなかったことにつき、当社の責めに帰すべき事由があるときは、この限りではありません。
  - (1) 天災・地変等の災害を被ったとき
  - (2) 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき
  - (3) 悪天候、交通事情等により本サービスの履行遅延が生じたとき
  - (4) 本サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき
  - (5) 本項1号から4号までの各号と同様の事由が生じたとき
2. 本条1項の事情が解消される見込みがない場合、当社は、お客様へ本サービスの提供を将来にわたって『休止』することができます。ただし、この場合、『休止』期間中には別記に定める休止手数料は発生いたしません。
3. 当社の責に帰する事由によりお客様に損害が生じた場合、当社に悪意または重過失のある場合を除き、賠償すべき損害は、通常の事情から直接生じる損害に限られるものとし、予見の可能性の有無を問わず、特別な事情から生じる損害、逸失利益等は賠償の対象外とします。
4. 当社が責任を負う場合、その範囲はお客様のご利用金額の3ヵ月相当分を上限とするものとします。ただし、当社に悪意または重過失のある場合には適用されないものとします。
5. 当社は、当社との間で本サービス利用契約を締結しているお客様に対してのみ本契約上の責任を履行するものとし、有償または無償を問わず、当社の承諾なく本商品または本製品を取得した第三者に対して何ら本契約上の責任を負わないものとします。

#### 第18条（配送地域の制限等）

1. 当社は、お客様の指定する配送先が、当社が別途指定する地域内（以下「指定地域」といいます。）にあるときは、お客様の事前の同意を要することなく、お客様に配送する本商品の種類を別途当社が指定する種類（以下「指定商品」といいます。）に制限または変更するものとします。また、お客様が配送先を指定地域内に変更した場合も同様の措置を講じるものとします。
2. 本条1項の適用により指定商品をご利用のお客様が配送先を指定地域外に変更した場合には、当社は、変更後の配送先を基準にお客様のご負担の有無その他の事情に照らして適切と判断する種類の本商品をお客様に提供いたします。
3. 当社は、各水源での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、お客様の選択する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、当社は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した水源で製造された種類の本商品を配送するものとします。
4. 当社は、指定地域または指定商品の内容の変更をおこない、または本条3項の変更をおこなう場合、第20条1項に従った手続きをおこなうものとします。

#### 第19条（委託）

当社は、お客様に対する事前の通知および承諾を得ることなくして、当社の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務（代金等の請求および受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送および回収などの業務を含みます。）の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。

#### **第20条（規約および等の変更、承認）**

当社は、当社のWEBサイトその他当社が定める方法により、本規約を公表します。

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本契約約款を変更することができます。
  - (1) 本契約約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本契約約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係わる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本契約約款の変更にあたり、変更後の本契約約款の効力発生日の1ヵ月前までに、本契約約款を変更する旨および変更後の本契約約款の内容とその効力発生日を当社WEBサイトに掲示、または契約者に電子メールの送信、SMSの送信をする方法により通知します。
3. 変更後の本契約約款の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本契約約款の変更に同意したものとみなします。
4. 当社は本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。その場合、できるだけ速やかにその変更内容について、当社のWEBサイト上で告知します

#### **第21条（特約の適用）**

1. 当社は、お客様個別に特別の合意・約束（以下「特約」といいます。）をおこなうことがあります。その場合、規約等にかかわらず特約の内容が優先されるものとします。
2. 特約に記載のない事項については、すべて規約等に準じるものとします。

#### **第22条（準拠法）**

本規約の有効性、解釈、履行等に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### **第23条（分離可能性）**

本規約に定める条項の一部が無効とされた場合であっても、他の条項の有効性に影響を与えないものとします。この場合、この無効とされた条項は、当初に意図された経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。

#### **第24条（裁判管轄）**

当社とお客様との間で本規約に関連する紛争が発生したときは、両方で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第25条（その他）**

当社は、本条1項から2項までのほか、お客様に対し、本サービスに付帯する商品またはサービスを提供することがあります。その場合、当社は、この付帯する商品またはサービスの提供条件等を当社が別途指定するWEBサイトに掲載するものとし、お客様はこの条件に従ってこの付帯する商品またはサービスをご利用いただくものとします。

2020年6月1日 制定

2020年11月1日 改定

2021年4月1日 改定

2021年10月18日 改定

2021年12月1日 改定

2023年2月24日 改定

2023年4月25日 改定

■ 本規約の対象となる具体的なプランの名称 (第1条)

- ・どこよりもウォーター基本プラン
- ・どこよりもウォータースタANDARDプラン

■ ご利用条件・ご利用資格 (第2条)

1. 本サービスは、原則、20歳以上の方を対象としてお申し込みいただけるものとします。
2. 20歳未満の方は、原則、法定代理人の方から本サービスのお申し込みをしていただくものとします。
3. 本サービスのご利用提供外地域は以下のとおりです。

提供外地域	沖縄県全域、当社指定の配送事業者が配送地域外とする地域ならびに日本国外
-------	-------------------------------------

■ 最低利用期間 (第2条)

1. 本サービスの利用期間は、本サービスの利用開始日から以下の各プランに応じて定める利用期間とします。
2. 本サービスの利用開始日を起算日としたうえで、お申し込みいただいた本プランの最低利用期間の満了日の前日中までに『解約』をされる場合、契約解除料をお支払いいただきます。

プラン名	最低利用期間
どこよりもウォーター基本プラン	3年間
どこよりもウォータースタANDARDプラン	3年間

■ 届出事項・配送基本ルール (第2条)

お客様は、本サービスのお申し込み時に、以下に定める届出事項および配送基本ルールを届け出るものとします。

届出事項	配送基本ルール
(1) 氏名 (2) 住所 (3) 電話番号 (4) メールアドレス (5) 決済方法 (6) 本商品の種類の指定 (7) 本製品の機種およびカラーの指定	(1) 配送先の指定 (2) 配送先の居住形態 (3) 初回配送：本商品等の配送希望日および初回配送時間帯 (4) 定期配送：本商品の1 配送あたりの配送本数 (5) 定期配送：本商品の1 配送あたり配送周期および配送時間帯

■ 初回登録事務手数料 (第2条)

お客様は、本サービスのお申し込みにあたり、初回費用として以下の手数料をお支払いいただきます。

初回登録事務手数料	本製品1台あたり	3,850円
-----------	----------	--------

■ 配送事務手数料 (第4条)

配送基本ルールを含むお客様のご依頼による当社からの配送物が、お客様の都合により受取未了となり当社に返送された場合、以下の手数料が発生します。

配送事務手数料	本商品の場合 1 配送あたり	1,100円
	本製品の場合 1 配送あたり	3,850円

#### ■ 追加送料（第4条）

お客様が指定される水と配送地域によって、以下の追加送料が発生いたします。

	北海道	北東北	南東北	関東	信越	東海	北陸	関西	中国	四国	九州
	北海道	青森 秋田 岩手	宮城 福島 山形	茨城 栃木 群馬 東京 神奈川 千葉 埼玉 山梨	長野 新潟	静岡 三重 愛知 岐阜	石川 福井 富山	大阪 京都 和歌山 兵庫 奈良 滋賀	山口 岡山 広島 島根 鳥取	徳島 香川 愛媛 高知	福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島
富士12L	220円	220円	無 料				110円	220円		440円	
金城12L	配送不可	660円		440円	220円		無 料			110円	
阿蘇12L	配送不可	880円		660円	440円			無 料			

※沖縄県、離島はお取り扱いできません。

#### ■ 決済手数料（第5条）

下記での決済方法にて代金をお支払いいただく場合、決済手数料が発生します。

決済手数料	請求はがき ※2	220円
-------	----------	------

※1 どこよりもウォータースタンダードプランのみ、選択可能な支払い方法になります。

※2 原則、クレジットカードでのお支払いになります。登録された決済情報が確認できなくなった場合、請求はがきでのお支払いとなります

#### ■ お客様による『休止』の申出期日（第8条）

お客様は、『休止』を希望する場合には、本商品の次回配送

予定日の5営業日前（北海道地域は6営業日前）の17時までにご連絡いただくものとします。

#### ■ 『休止』における休止手数料（第8条・第9条）

お客様による受領が確認できた本商品に係る本商品の出荷日のうち、『休止』日から最も近接する日より起算し、以下の表に掲げる日まで連続して本商品が配送されなかった場合、以下の手数料が発生します。

基準日	休止手数料
2ヵ月目となる月の末日	左記の日の経過後 本製品1台につき880円
3ヵ月目となる月の末日	左記の日の経過後 本製品1台につき880円
4ヵ月目となる月の末日	左記の日の経過後 『強制解約』

#### ■ 『解約』における契約解除料（第10条）

本サービスの利用開始日から最低利用期間の満了日の前日中までに『解約』をされる場合、以下の契約解除料が発生します。

契約解除料	
どこよりもウォーター基本プラン	15,000円（不課税）
どこよりもウォータースタンダードプラン	

#### ■ 『製品変更』における変更事務手数料（第11条）

『製品変更』を希望される場合、原則無償で承ります。ただし、以下の期日を経過後にご連絡をいただいた場合、本製品の出荷に入っているため、本製品を受領する前までは、以下の手数料が発生します。なお、本製品の受領後に本製品の変更を希望される場合、交換事務手数料が発生します。

届出事項	配送基本ルール	
（利用開始日から起算して5営業日前（北海道地域は6営業日前）19時までにご連絡いただいた場合	0円（無償）	
利用開始日から起算して5営業日前（北海道地域は6営業日前）を経過し	本製品1台あたり	5,500円



ご連絡いただいた場合	
------------	--

■ 『製品交換』における交換事務手数料（第12条）

『製品交換』を希望される場合、本製品の受取日から起算して『製品交換』を申し出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。

	サーバー受取後 1年未満	サーバー受取後 1年以上2年未満	サーバー受取後 2年以上3年未満	サーバー受取後 3年以上
ウォーターサーバー	14,300円	11,000円	7,700円	5,500円

■ 『利用開始前キャンセル』について（第13条）

『利用開始前キャンセル』を希望される場合、以下の期日までにサポートセンターに申し出たものに限り、無償で承ります。なお、以下の期日を経過後にご連絡いただいた場合、本製品の出荷に入っているため、本製品を受領するまでは、『製品変更』に準じて変更事務手数料をお支払いいただくものとします。また、本製品を受領した後のキャンセルは、最低利用期間の満了日の前日中までの『申出解約』となるため、契約解除料が発生いたします。

期 日	事務手数料	
利用開始日から起算して5営業日前（北海道地域は6営業日前）19時までにご連絡いただいた場合	0円（無償）	
利用開始日から起算して5営業日前（北海道地域は6営業日前）を経過した後であって、本製品を受け取る前までにご連絡いただいた場合	本製品1台あたり	5,500円
本製品を受け取った後にご連絡をいただいた場合	第10条の契約解除料に準じる	

■ 製品補償料（第16条）

『解約日』より30日以内に、当社において本製品の返却が確認されない場合には、以下の費用をお支払いいただきます。

製品補償料	本製品1台あたり	33,000円
-------	----------	---------